

令和8年度 羽曳野市会計年度任用職員（特定業務職員）募集要領

職種・区分・勤務日数・受験資格・採用予定人数

職種	区分	勤務日数	受験資格	採用予定人数
女性相談支援員	※特定	週4日	①女性相談業務に関して1年以上の実務経験がある方 ②パソコン（ワード・エクセル）を使用できる方	1名

※①の要件を満たさない方は、【一般】区分での採用となります。

※受験資格の条件を満たさなかった人は、この試験において得た一切の資格を失います。

※地方公務員法第16条（欠格事項）に該当する方は応募できません。

1 選考

- (1) 選考方法 書類選考、面接試験
(2) 面接日時 書類選考の結果と併せてご連絡します。
(3) 面接場所 羽曳野市役所 市民生活部人権推進課が指定する場所

2 合否の決定・発表

合否にかかわらず受験者全員に通知します。

3 受験申込期間

- (1) 申込期間 令和8年2月2日（月曜日）9時～令和8年2月13日（木曜日）17時30分
※土・日曜日、祝日は除きます（郵送の場合は、2月13日必着）
- (2) 申込場所 羽曳野市役所 本館4階 市民生活部人権推進課
- (3) 提出書類等
提出書類 ①会計年度任用職員採用試験申込書（※署名、写真貼付のこと）
(注意事項) ○写真は、正面半身、脱帽、無背景、縦4cm×横3cmの3ヶ月以内に撮影したもので
裏面に住所、氏名を記入したものを貼付すること。
○書類に不備がある場合は受領しません。

4 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬等

報酬月額	期末勤勉手当	費用弁償	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	退職手当
【特定】 146,218円	有	有	有	有	有	無
【一般】 136,021円						

(2) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

ただし、勤務成績が良好でかつ採用予定がある場合は、再度の採用をすることがあります。

採用後1か月間は条件付き採用期間となります。

再度の採用に係る年齢の上限は、67歳に達する年度の3月31日までです。

(3) 勤務時間等 ①勤務日：週4日 月・火・木・金 ②勤務時間：午前10時00分から午後4時00分まで（休憩45分間）

(4) 勤務場所 羽曳野市役所 市民生活部人権推進課

(5) 業務内容 困難な問題を抱える女性への支援のための相談業務および事務等

(6) 休日 水曜日・土曜日・日曜日・祝日・年末年始

(7) 休暇 年次有給休暇(1年度7日間 条件付き) 特別休暇(結婚、忌引等)

(8) 公務災害 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償

問い合わせ先

羽曳野市市民生活部

人権推進課 男女共同参画担当

TEL 072-947-3606（直通）